

島根県ヘルスケアビジネス 補助制度のご案内

●しまねオープンイノベーション推進事業補助金（令和6年度版 企業支援施策ガイドブック p.86）

県内企業の研究開発強化・売上増加・利益率向上を促進するため、オープンイノベーション（国内の大学等や企業連携）による新分野への進出や新技術・商品開発など、県内企業等の新たな挑戦を支援します。

	チャレンジ枠	事業化枠	高度研究開発枠
対象者	中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に定義する中小企業者、ただし県内の大学及び高等専門学校と連携する場合は、この限りではない。 ※対象者に関する詳細条件は「企業支援施策ガイドブック p86」を参照		
対象事業	新たな挑戦による競争力強化を目的として、市場調査、試作開発又は可能性検証試験を踏まえた新分野への進出や新製品・商品開発を行う事業	売上増加・利益率向上等を目的として、国内の大学・高専・企業・外部専門家と連携して事業化に向けた研究開発を行う事業	次世代技術開発を目的として、国内の大学・高専・研究機関・企業等と連携して、事業化に向けた研究開発を行う事業
事業期間	1 年以内	2 年以内 ※1 年以内でも可	
補助率	補助対象経費の 1/2 以内 ※事業化枠、高度研究開発枠における県内の大学・高専との産学連携研究費の助成率は 10/10 ※高度研究開発枠における県外の大学・高専との産学連携研究費は 2/3		
限度額	1,000 千円	5,000 千円/年	10,000 千円/年
お問い合わせ	（公財）しまね産業振興財団新事業支援課：☎0852-60-5112 ✉sat@joho-shimane.or.jp		

●島根県ヘルステックビジネス事業化補助金（令和6年度版 企業支援施策ガイドブック p.101）

ICT（情報通信技術）等の先端技術を活用して医療・ヘルスケアに関する新しい価値を生み出すサービス事業（ヘルステックビジネス）の県外への市場開拓・事業化・可能性検証枠を支援します。

	可能性検証枠	事業化支援枠
対象者	中小企業者、事業協同組合、企業組合、一般社団法人、一般財団法人、その他知事が認める団体であって、島根県内に事業所を有するもの	
対象事業	事業化の前段階の市場調査、医学的検証等を行う事業	ヘルステックビジネスのビジネスプランを事業化するための実証を行う事業
補助率	補助対象経費の 1/2 以内	
限度額	2,000 千円	5,000 千円
お問い合わせ	島根県産業振興課：☎0852-22-6395 ✉healthcarebiz@pref.shimane.lg.jp	